

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開(平成29年度下半期分)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出 日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分
海外日系人協会	専門家等の派遣経 費	109,161		※2		公財	国所管
結核予防会	専門家等の派遣経 費	277,418		※2		公財	国所管
国際環境技術移転セン ター	旅費・交通費	553,020		2017/11/09 2017/11/24 2018/01/11 2018/01/25 2018/02/22 2018/03/01		公財	国所管
国際厚生事業団	専門家等の派遣経 費	8,872,870		※2		公社	国所管
国際湖沼環境委員会	旅費・交通費	5,507,126		2017/11/09 2017/11/24		公財	国所管
産業廃棄物処理事業振興 財団	専門家等の派遣経 費	393,978		※2		公財	国所管
ジョイセフ	専門家等の派遣経 費	4,833,866		※2		公財	国所管
青年海外協力協会	旅費・交通費	625,650		2017/12/7		公社	国所管
青年海外協力協会	専門家等の派遣経 費	271,398,807		※2		公社	国所管
青年海外協力協会	研修実施経費	250,000		2017/10/19 2017/11/24		公社	国所管
地球環境戦略研究機関	専門家等の派遣経 費	4,296,620		※2		公財	国所管
日本国際交流センター	研修参加費等	250,000		2017/10/26		公財	国所管
日本生産性本部	専門家等の派遣経 費	2,535,878		※2		公財	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※1:公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

※2:専門家等の派遣経費の支出決定日は個人ごとに異なるが、原則として四半期毎に支払われている。